

4 輸 国 第 5582 号
令和 5 年 3 月 1 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
一部改正について

我が国からオーストラリア向けに輸出されるかきについて、オーストラリア政府より原産地証明書の添付が求められており、従来、原産関連証明書のうち産地証明書として取り扱い、地方農政局等において発行事務を行っていたところですが、記載事項等について指摘を受けたことから、これまで、オーストラリア政府との協議を行っていたところです。

今般、原産地証明書の様式について協議が終了し、当該証明書の位置づけについても一定の整理を行ったことから、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 AU-S2「オーストラリア向け輸出かきの取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表 1 及び別紙リストに追加し、令和 5 年 3 月 1 日から発行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。